

特別避難階段の付室に設ける外気に向つて開けることのできる窓及び排煙設備の構造方法を定める件（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
特別避難階段の付室に設ける外気に向つて開けることのできる窓及び排煙設備の構造方法を定める件 昭和四十四年五月一日 建設省告示第七百二十八号 建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第二百二十三条第三項第一号の規定に基づき、特別避難階段の付室に設ける外気に向つて開けることのできる窓及び排煙設備の構造方法を次のように定める。 第一 外気に向つて開けることのできる窓にあつては次の各号に定める基準に適合するものとする。 一 三 略 第二 排煙設備にあつては平成六年建設省告示第一号に定める構造方法（火災時に生ずる煙を特別階段の付室から有効に排出できるものに限る。）又は次の各号に掲げ基準に適合するものとする。 一 八 略	特別避難階段の付室に設ける外気に向つて開けることのできる窓及び排煙設備の基準 昭和四十四年五月一日 建設省告示第七百二十八号 建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第二百二十三条第三項第一号の規定に基づき、特別避難階段の付室に設ける外気に向つて開けることのできる窓及び排煙設備の基準を次のように定める。ただし、建設大臣が、この基準の一部又は全部と同等以上の効力を有すると認めるものについては、当該部分の規定によらないことができる。 第一 外気に向つて開けることのできる窓の基準 一 三 略 第二 排煙設備の基準 一 八 略

九 排煙設備に設ける電気配線は、耐火構造の主要構造部に埋設した配線、次のイからニまでの一に該当する配線、又はこれと同等以上の防火措置を講じたものとする。こと。

イ 略

ロ 耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法第二条第九号の二ロに規定する防火設備で区画されたダクトスペースその他これに類する部分に行なつて配線

ハ・ニ 略

十・十一 略

附 則

この告示は、平成十二年。月。日から施行する。

九 排煙設備に設ける電気配線は、耐火構造の主要構造部に埋設した配線、次のイからニまでの一に該当する配線、又はこれと同等以上の防火措置を講じたものとする。こと。

イ 略

ロ 耐火構造の床若しくは壁又は甲種防火戸若しくは乙種防火戸で区画されたダクトスペースその他これに類する部分に行なつて配線

ハ・ニ 略

十・十一 略

附 則

この告示は、平成四十六年一月一日から施行する。